

新

簿記能力検定試験規則

- 第1条 本協会は、この規則により全国一斉に簿記能力検定試験を行う。
- 第2条 検定試験は筆記によって行い、受験資格を制限しない。
- 第3条 検定試験は年間4回行い、その日時及び場所は施行のつどこれを定める。
ただし上級の試験は毎年2回とする。
- 第4条 検定試験は上級、1級、2級、3級、基礎簿記会計の5階級に分ける。
- 第5条 検定試験の科目及び制限時間を次のように定める。
- | | | |
|-----------|------------------|---------------|
| 上級 | 商業簿記／会計学 | 1時間30分 |
| | 工業簿記／原価計算 | 1時間30分 |
| 1級 | <u>商業簿記・会計学</u> | 1時間30分 |
| | <u>原価計算・工業簿記</u> | 1時間30分 |
| 2級 | 商業簿記 | 1時間30分 |
| 2級 | 工業簿記 | 1時間30分 |
| 3級 | 商業簿記 | 1時間30分 |
| | <u>基礎簿記会計</u> | 1時間30分 |
- 第6条 検定試験の開始時間を次のように定める。
- | | | | | | |
|----|------------------|--------|---------------|-------------|---------------|
| 上級 | 商業簿記／会計学 | 13時00分 | 2級 | 商業簿記 | 10時40分 |
| | 工業簿記／原価計算 | 15時00分 | 2級 | 工業簿記 | 13時00分 |
| 1級 | <u>商業簿記・会計学</u> | 9時00分 | 3級 | 商業簿記 | 9時00分 |
| | <u>原価計算・工業簿記</u> | 10時40分 | <u>基礎簿記会計</u> | | 13時00分 |
- ただし、1級以下の試験については、やむを得ない事情により、上記の時間に開始できないときは、各試験場検定責任者において、別に定めることができる。
- 第7条 検定試験は各級とも1科目100点を満点とし、全科目得点70点以上を合格とする。
ただし、上級は各科目の得点が40点以上で全4科目の合計得点が280点以上を合格とする。
- 第8条 検定試験に合格した者には合格証書を交付する。ただし、1級の1科目（商業簿記・会計学又は原価計算・工業簿記）の得点70点以上の者には科目合格証書を交付する。科目合格証書を有する者が、その後4回以内の検定試験において、他の1科目の得点が70点以上のときは、「1級合格証書」を交付する。
2級商業簿記と2級工業簿記に合格した者には合格証書を交付するが、「2級合格証書」は交付しない。
- 第9条 上級試験については、施行細則を別に定める。
- 第10条 受験手続き及び受験料については別にこれを定める。
- 備考

改正 平成29年 4月 1日